

## 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布

対象

DB

厚生基金

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

資産運用

会計基準

その他

### ポイント

- 6月3日に公布されました「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」※1に関連して、平成28年7月1日付施行の確定給付企業年金法施行令を改正する政令※2が、本日公布されました。
- 改正内容は「確定給付企業年金の実施事業所の減少の特例」および「脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件緩和」です。

※1 [三菱UFJ年金ニュース（No.410）確定拠出年金法等の改正にかかる法案の公布](#)

※2 [確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)

### 公布された政令の概要

項番	項目	改正法の概要	政令の概要
1	DBの実施事業所の減少にかかる手続きの見直し	<p>以下に該当する場合は、承認・認可を受けて事業所を減少させることができる（減少させる事業所の同意等は不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減少させようとする事業所がDBを継続することが困難であると認められる場合</li> <li>・基金型の場合はその事業所を減少させた後も加入者数300人以上となる場合</li> <li>・事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなる場合は、規約に減少事業所が掛金一括拠出する旨を定めている場合</li> </ul>	<p>&lt; 手続要件 &gt; (第48条の二)</p> <p>DB法第78条の2の規定により実施事業所の事業主を減少させる場合は、以下を厚生労働大臣の承認又は認可を受けるための条件とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「規約型企業年金」の場合、減少事業所以外の実施事業所の労働組合等の同意を得ること</li> <li>・「基金型企業年金」の場合、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経ること</li> </ul>
2	DBから脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件の緩和	<p>脱退一時金相当額を移換できる中途脱退者の要件を緩和(加入期間20年未満を削除)</p>	<p>&lt; 移換申出要件 &gt; (第50条の二第1項)</p> <p>DBの脱退一時金相当額の移換の申出については、移換元DBの加入者の資格の喪失から1年を経過する日までの間に限って行うことができる</p> <p>※「移換先DBの加入者の資格を取得した日から起算して3カ月を経過する日」の条件は削除</p>

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。